



事業系ごみの「適正処理」 ～排出事業者責任を理解しよう～

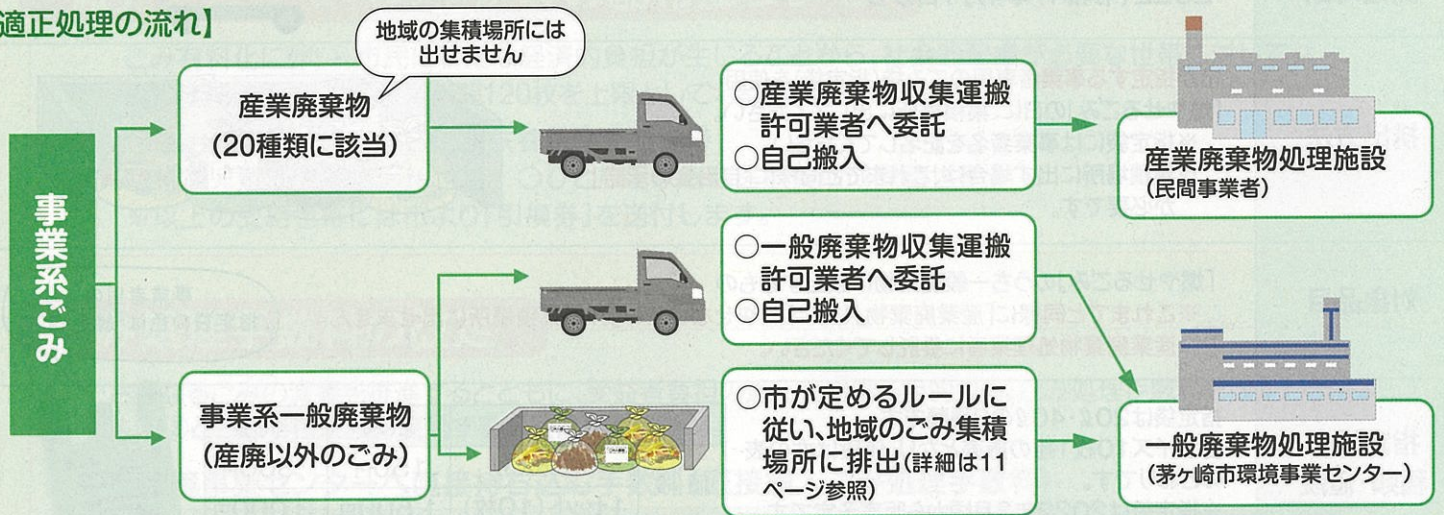
【廃掃法第3条】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第3条では、すべての事業者に対して、主に次のとおり規定されています。

- 1 その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない
- 2 その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない

※事業者とは、規模の大小や営利目的の有無を問わず、公共公益事業等も含めたあらゆる事業活動を営むものが対象です。

【適正処理の流れ】



「書面による契約」「委託基準」「マニフェストの交付」など産業廃棄物の処理委託については、神奈川県産業資源循環協会(TEL 045-681-2989)へお問い合わせください。

【産業廃棄物】

種類	具体例と処理方法
1.燃えがら 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類 7.ゴムくず 8.金属くず 9.ガラス・コンクリート・陶磁器くず 10.鋸さい 11.がれき類 12.ばいじん 13.紙くず 14.木くず 15.繊維くず 16.動植物性残渣 17.動物系固形不要物 18.動物のふん尿 19.動物の死体 20.処理物 ※13～19は、指定された産種から排出された場合のみ「産廃」となります。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>産業廃棄物処理業者に委託</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>プラスチック類 (弁当箱、トレイ、発泡スチロール、ビニール製品など)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>ガラス陶磁器類 (コップなどのガラス類、陶磁器など)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>その他混合廃棄物 (電話、プリンター、事務機など)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱う産業廃棄物処理業者に委託</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>産業廃棄物処理業者に委託、又は販売店やメーカーに問い合わせ</p> <p>家電リサイクル法対象品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)</p> </div> </div>



ごみ有料化に伴う

事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)の適正処理

「ごみ有料化」に伴い、現在、地域のごみ集積場所(集積場所)にごみを出している事業者については、次のとおりごみの出し方が変更となります。

※一部の事業者においては、廃棄物処理業者との契約が必要になります。

項目	内容										
開始時期	2022(令和4)年4月1日から										
排出方法	<p>市が指定する事業者専用のごみ袋(指定袋)を使用し、「燃やせるごみ」の日に、集積場所に出してください。</p> <p>※指定袋には事業者名を記名してください。</p> <p>※集積場所に出す場合は、これまでと同様に「自治会の承諾」が必要です。</p>										
対象品目	<p>「燃やせるごみ」のうち一般廃棄物に該当するもの</p> <p>※これまでと同様に「産業廃棄物」(主に「燃やせないごみ」)は、集積場所に出せません。産業廃棄物処理業者に委託してください。</p>	<p>事業者用の指定袋の色は「緑色」です</p>									
指定袋の種類・値段	<p>指定袋は20ℓ・40ℓの2種類です。各サイズ10枚1組の販売となり、値段は右の表のとおりです。</p> <p>※指定袋は2022年3月頃から販売予定です。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>20ℓ</th> <th>40ℓ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1枚あたり</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1セット(10枚)</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	サイズ	20ℓ	40ℓ	1枚あたり	150円	300円	1セット(10枚)	1,500円	3,000円
サイズ	20ℓ	40ℓ									
1枚あたり	150円	300円									
1セット(10枚)	1,500円	3,000円									
排出制限	<p>1回の排出につき40ℓまで(40ℓ×1袋、または20ℓ×2袋)</p> <p>※40ℓを超えた分は、「一般廃棄物収集運搬許可業者に委託」するか、「事業者自らが環境事業センターに直接搬入」してください。この場合は、指定袋を使用する必要はありません。</p>										

【事業系一般廃棄物】

区分	具体例	処理方法
燃やせるごみ	<p>リサイクルできない紙類 (汚れのついた紙、感熱紙、機密文書など)</p> <p>厨芥類 (食品の売れ残り、調理くずなど)</p> <p>リサイクルできない衣類・布類 (汚れているものや壊れたもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物収集運搬業者へ委託(指定袋は不要) ○自己搬入(指定袋は不要) ○自治会の承諾を得たうえで、指定袋(緑色)で集積場所に出す
資源物	<p>新聞</p> <p>段ボール</p> <p>本・雑誌</p> <p>飲料用パック</p> <p>雑紙・シュレッダーで裁断した紙</p> <p>衣類・布類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル業者に処理を委託 ○リサイクル業者に自己搬入 ○自治会の承諾を得たうえで、地域の資源物集積場所に出す(家庭と同様の分け方・出し方) <p>※古紙や衣類布類などは可能な限りリサイクルし、ごみの減量に努めましょう。</p>